

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、{建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号}に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

申請者 届出者

区分 項番 3 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更) 大臣コード

許可番号 6 2 3 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 11 13 15 号 令和 年 月 日

記

Item 1 form containing fields for name (フリガナ), birth date, job types (今後担当する建設工事の種類, 現在担当している建設工事の種類), qualifications (有資格区分), and business location (営業所の名称).

Item 2 form containing fields for name (フリガナ), birth date, job types (今後担当する建設工事の種類, 現在担当している建設工事の種類), qualifications (有資格区分), and business location (営業所の名称).

Item 3 form containing fields for name (フリガナ), birth date, job types (今後担当する建設工事の種類, 現在担当している建設工事の種類), qualifications (有資格区分), and business location (営業所の名称).